

あきた県民文化芸術祭実施要綱

(趣旨)

第1条 あきた県民文化芸術祭は、県内の文化芸術事業を集中的・一体的に実施することにより、国民文化祭で培われた成果を継承するとともに、県民の文化活動の活発な取組を推進し、文化の力で秋田の元気創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 前条の趣旨に賛同し、参加を表明する文化芸術関連事業（9月1日から11月30日までの3か月間に開催するもの）の総称を「あきた県民文化芸術祭」とする。

2 9月1日から11月30日までの3か月間のうち10月第一土曜日又は日曜日から11月3日までを特に文化芸術関連事業を集中的に行う期間として、「文化芸術振興月間」とする。

(実施概要)

第3条 県は、県主催事業を含め、あきた県民文化芸術祭に参加することとした市町村及び文化団体等の文化芸術関連事業について、ウェブサイト等を通じて広報活動を行う。

(申込手続)

第4条 あきた県民文化芸術祭に参加しようとする団体等の代表者は、あきた県民文化芸術祭参加申込書（様式1）に開催要項等事業の概要が分かる書類を添付して県へ提出するものとする。

(参加承認基準)

第5条 県は、前条により申込みのあった事業について、第1条の趣旨に合致するか審査し、承認又は不承認の結果を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は承認しないものとする。

- (1) 専ら営利を目的とするもの
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) あきた県民文化芸術祭の品位を傷つけるおそれがあるもの
- (4) 特定個人の売名等に利用するもの
- (5) 私的な利益を追求しようとするもの
- (6) 一般の人に公開されないもの

2 申込者が民間団体の場合は次の基準を満たしていることとする。

- (1) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分あると判断されるものであること。
- (2) 開催又は開設の場所は、公衆衛生及び災害防止についての法令が遵守されているとともに、十分な設備措置が講じられていること。

(広報)

第6条 県は第4条の規定による申込みを受け、前条の規定によりあきた県民文化芸術祭への参加を承認した場合は、県が作成するウェブサイト等において広報するとともに、

それぞれの事業主体は、自らが作成するポスター、プログラム、看板等に「あきた県民文化芸術祭」と掲載することができるものとする。

(県の後援)

第7条 あきた県民文化芸術祭の参加に加えて県の後援承認を申請する場合は、第4条の書類に加え、次の書類を提出するものとする。

- (1) 後援名義等使用承認申請書(任意様式)
- (2) 主催者の存在及び基礎を明らかにする書類(団体規約等)
- (3) 役員その他事業関係者の住所や役職名等を明らかにする書類(役員名簿等)
- (4) 事業の収支予算書

(事業報告)

第8条 事業主体は、実施期間の終了後1か月以内にあきた県民文化芸術祭参加事業実施報告書(様式2)を県に提出する。

(事業内容の変更又は中止)

第9条 事業主体は、やむを得ない事情により事業内容を変更又は中止する必要がある場合は、速やかに県に報告する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式 1)

あきた県民文化芸術祭参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 秋田県観光文化スポーツ部文化振興課長

所在地 〒
団体名
代表者職・氏名

あきた県民文化芸術祭に参加を申し込みます。

(ふりがな)		
公演・行事名		
主催者		
開催日時	月 日 (~)	
開催会場名		
会場住所	〒	
入場料等	無料 ・ 有料 (円)	
公演・行事の内容 (100 字程度)		
一般問合せ先 電話番号		
問合せ先名称 (団体名・施設名等)		
問合せ先 (その他 URL 等)		
HP への画像掲載	県ウェブサイト等での事業広報に画像掲載を 希望する ・ 希望しない ※ 1 参照	
秋田県後援名義	申請する ・ 申請しない ※ 2 参照	
担当者 (所属・氏名)		
担当者住所	〒	
担当者電話・FAX	TEL :	FAX :
担当者 E-mail		

- ※ 1 開催要項等、事業の概要が分かる書類を添付してください。
- ※ 2 画像の掲載を希望される場合は、画像データを併せて提出してください。
画像はウェブサイト等に掲載しますので、著作権等の問題のないものを提出してください。
- ※ 3 秋田県の後援名義申請をする場合は、次の書類も併せて提出してください。
- ・ 後援名義等使用承認申請書 (任意様式)
 - ・ 主催者の存在及び基礎を明らかにする書類 (団体規約等)
 - ・ 役員その他事業関係者の住所や役職名等を明らかにする書類 (役員名簿等)
 - ・ 事業の収支予算書

(様式2)

あきた県民文化芸術祭参加事業実施報告書

令和 年 月 日

(宛先) 秋田県観光文化スポーツ部文化振興課長

所在地 〒
団体名
代表者職・氏名
電話番号

あきた県民文化芸術祭の参加承認を受けた事業が終了しましたので、次のとおり報告します。

(ふりがな)	
公演・行事名	
主催者	
開催日時	月 日 (~)
開催会場名	
会場住所	〒
入場料等	無料 ・ 有料 (円)
公演・行事の結果	
事業参加者数	出演者 人 入場者 人

※1 プログラム、チラシ、その他事業の実施状況を明らかにするもの(写真等)等を併せて提出してください。

※2 秋田県の後援名義承認を受けた事業の場合は、事業の収支決算書も併せて提出してください。